

令和元年 第2回

茨城県後期高齢者医療広域連合議会

定例会会議録

茨城県後期高齢者医療広域連合議会

令和元年第 2 回
茨城県後期高齢者医療広域連合議会 定例会会議録

目 次

招集告示	1
議員出席表	2
説明員出席者	3
議会事務局職員出席者	3
提出議案一覧	4
◎ 議事日程（8月23日）	5
開会宣告	6
諸般の報告	6
日程第 1 会議録署名議員の指名について	6
日程第 2 会期の決定について	6
広域連合長の挨拶	7
日程第 3 議案第14号 令和元年度茨城県後期高齢者医療広域連合一般会計 補正予算（第 1 号）	8
議案第15号 令和元年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者 医療特別会計補正予算（第 1 号）	8
認定第 1 号 平成30年度茨城県後期高齢者医療広域連合一般会計 及び同後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定 について	8
議案第16号 訴えの提起について	8
日程第 4 上程議案等に対する質疑及び一般質問 〔議案第14号から議案第16号及び認定第 1 号まで〕	9
日程第 5 上程議案等に対する討論及び表決 〔議案第14号から議案第16号及び認定第 1 号まで〕	18
日程第 6 閉会中所管事務調査について	20
閉会宣告	20

會議錄署名	22
參考資料 議案等審議結果一覽表	23
議案等質疑通告一覽表	24
上程議案等	27



令和元年 第 2 回

茨城県後期高齢者医療広域連合議会

定例会 会議録



茨城県後期高齢者医療広域連合議会



茨城県後期高齢者医療広域連合告示第8号

令和元年第2回茨城県後期高齢者医療広域連合議会定例会を下記のとおり招集する。

令和元年7月29日

茨城県後期高齢者医療広域連合長 豊 田 稔

記

1 日 時 令和元年8月23日 午後2時

2 場 所 水戸市笠原町978番26 茨城県市町村会館

以 上

議 員 出 席 表

令和元年第2回定例会

議席 番号	議員の氏名	第1日	議席 番号	議員の氏名	第1日
		8月23日			8月23日
1	安 藏 栄	○	23	仁 平 正 巳	○
2	蛭 田 三 雄	○	24	桜 井 広 美	○
3	福 田 一 夫	○	25	松 戸 千 秋	／
4	黒 川 輝 男	○	26	田 谷 文 子	／
5	池 田 正 文	○	27	潮 田 新 正	○
6	稲 葉 里 子	○	28	小野田 トシ子	○
7	鴻 巣 義 則	○	29	鈴 木 義 浩	○
8	須 藤 豊 次	○	30	高 埜 栄 治	○
9	岡 野 一 男	○	31	古 川 よし枝	○
10	菊 池 勝 美	○	32	市 村 文 男	○
11	大 森 要 二	／	33	福 田 茂	○
12	今 井 路 江	○	34	今 村 和 章	／
13	大 関 久 義	○	35	藺 部 一	○
14	染 谷 和 博	○	36	越 智 辰 哉	／
15	遠 藤 憲 子	○	37	大 森 勝 夫	○
16	神 谷 大 蔵	○	38	飯 田 洋 司	○
17	深 谷 寿 一	○	39	久保谷 実	／
18	坂 本 仙 一	○	40	諸 岡 周 示	／
19	飯 島 康 弘	○	41	上 野 政 男	／
20	市 川 和 代	○	42	鈴 木 喜一郎	○
21	大 貫 道 夫	○	43	飯 田 進	○
22	筒 井 かよ子	○	44	井 原 正 光	○

説 明 員 出 席 者（地方自治法121条第1項）

広域連合長	豊田稔（北茨城市長）
副広域連合長	小谷隆亮（大洗町長）
事務局長	根本智恵子
監査委員	小沼均
事務局次長	
兼会計管理者	佐川正城
総務企画課長	石川真由美
事業課長	尾花浩二

議 会 事 務 局 職 員 出 席 者

議会事務局長	山口恵一
書記	根本政人

提 出 議 案 一 覧

- 議案第14号 令和元年度茨城県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）
- 議案第15号 令和元年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 認定第1号 平成30年度茨城県後期高齢者医療広域連合一般会計及び同後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第16号 訴えの提起について



議 事 日 程

8 月 23 日



茨城県後期高齢者医療広域連合議会

令和元年 第 2 回
茨城県後期高齢者医療広域連合議会定例会
議 事 日 程

令和元年 8 月 23 日（金）

午後 2 時開議

- 開会宣言
- 諸般の報告
- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
広域連合長の挨拶
- 日程第 3 議案第 14 号 令和元年度茨城県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第 1 号）
議案第 15 号 令和元年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
認定第 1 号 平成 30 年度茨城県後期高齢者医療広域連合一般会計及び同後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第 16 号 訴えの提起について
- 日程第 4 上程議案等に対する質疑及び一般質問
【議案第 14 号から議案第 16 号及び認定第 1 号まで】
- 日程第 5 上程議案等に対する討論及び表決
【議案第 14 号から議案第 16 号及び認定第 1 号まで】
- 日程第 6 閉会中所管事務調査について
閉会宣言

午後 2 時

開会宣言

○議長（安藏栄君） 御報告を申し上げます。

ただいまの出席議員は 35 名であります。

定足数に達しておりますので、これより令和元年第 2 回茨城県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

諸般の報告

○議長（安藏栄君） この際、諸般の報告をいたします。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付してありますとおりでございますので、御了承をお願いいたします。

地方自治法第 121 条第 1 項の規定により、説明のため、本定例会の会議に出席を求めた者の職、氏名は、お手元に配付してあります説明員出席者のとおりでありますので、御了承をお願いいたします。

次に、議場の空調の関係で暑いと思われるときには、上着をお脱ぎになっても結構ですので、よろしくお願いいたします。

日程第 1 会議録署名議員の指名について

○議長（安藏栄君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 80 条の規定により、議長において、13 番大関久義議員、15 番遠藤憲子議員、以上 2 名を指名いたします。

日程第 2 会期の決定について

○議長（安藏栄君） 日程第 2、会期の決定を議題といたします。

お諮りをいたします。

今期定例会の会期は、本日 1 日限りとしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藏栄君） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日 1 日と決しました。

広域連合長の挨拶

○議長（安藏栄君） この際、広域連合長から発言を求められておりますので、これを許します。

広域連合長 豊田稔君。

〔広域連合長 豊田稔君 登壇〕

○広域連合長（豊田稔君） 令和元年第 2 回茨城県後期高齢者医療広域連合議会定例会の開会に当たり、一言御挨拶を申し述べます。

議員の皆様方におかれましては、本日は大変御多用中のところ、御出席いただきましてありがとうございます。

また、日ごろより後期高齢者医療制度の円滑な運営に御協力をいただいておりますことに深く感謝を申し上げる次第であります。

さて、皆様御承知のとおり、高齢化の進展により、今後も被保険者が増加することが見込まれ、それに伴いまして、医療費も増加していくこととなると予想されております。

そうした状況の中で、私ども広域連合といたしましては、保健事業や医療費適正化対策に向けた取り組みのさらなる強化に努め、41 万人に達している被保険者の皆さん方がこれからも安心して医療を受けられるよう、国、県、市町村と緊密に連携をし、最大限の力を注いで制度を運営してまいり所存でございます。今後とも議員の皆様方の深い御理解、御支援を賜りたく、重ねてお願いを申し上げます。

本日は、令和元年度補正予算案及び平成 30 年度決算の認定などについて御審議をいただくことになっておりますので、何卒よろしくをお願いを申し上げまして挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございました。

○議長（安藏栄君）　ありがとうございました。

日程第3　議案第14号　令和元年度茨城県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）

議案第15号　令和元年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

認定第1号　平成30年度茨城県後期高齢者医療広域連合一般会計及び同後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第16号　訴えの提起について

○議長（安藏栄君）　次に、日程第3、議案第14号から議案第16号及び認定第1号、以上4件を一括議題としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藏栄君）　御異議なしと認めます。よって、議案第14号から議案第16号及び認定第1号、以上4件を一括議題とすることに決しました。

それでは、ただいまの4件について、提出者から提案理由の説明を求めます。

広域連合長豊田稔君。

〔広域連合長　豊田稔君　登壇〕

○広域連合長（豊田稔君）　令和元年第2回茨城県後期高齢者医療広域連合議会定例会に当たり、議案第14号から議案第16号及び認定第1号の提案理由の説明を申し述べます。

議案第14号　令和元年度一般会計補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,487万3,000円を減額するものであります。

議案第15号　令和元年度特別会計補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ73億5,909万円を追加するものでございます。

議案第14号、15号でございますが、国、県、市町村の負担金等の精算に伴う追加交付や返還によるものでございます。

次に、認定第1号 平成30年度一般会計及び特別会計の決算につきましては、地方自治法の規定に基づき、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものであります。

一般会計の決算につきましては、歳入総額9億9,730万4,404円、歳出総額9億8,807万7,778円で、差引残高は922万6,626円となっております。

特別会計の決算につきましては、歳入総額3,303億6,979万9,341円、歳出総額3,231億7,216万2,246円で、差引残額は71億9,763万7,095円となっております。

議案第16号 訴えの提起につきましては、第三者行為による損害賠償額を請求する相手方に対し訴えの提起をすることについて、地方自治法の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議の上、原案に御賛同賜りますよう、衷心よりお願いを申し上げます。

○議長（安藏栄君） 以上で提案理由の説明は終了しました。

日程第4 上程議案等に対する質疑及び一般質問

○議長（安藏栄君） 日程第4、上程議案等に対する質疑及び一般質問を行います。

通告がありますので、通告順に発言を許します。

あらかじめ発言通告がありました発言者に申し上げます。

発言者の発言時間は15分以内といたします。

それでは、質問を許します。

15番遠藤憲子君。

〔15番 遠藤憲子君 登壇〕

○15番（遠藤憲子君） 15番の遠藤憲子でございます。初めての広域議会ということで、多少緊張しておりますが、通告をしておりますこの認定第1号 平成30年度茨城県後期高齢者医療広域連合の一般会計及び同特別会計の歳入歳出決算の認定について、議案質疑を行ってまいります。

初めに、ページ11ページ、県財政安定化基金拠出金についてでございます。

約8,647万円の支出を計上しております。これは、県への拠出でございますが、県の残高は幾らになりますか。また、県に拠出をする理由について伺います。そして、法的な根拠を伺いたいと思います。過去にこの安定化基金の拠出金、取り崩した例が

あると聞いておりますが、どんな理由だったのかをお尋ねをいたします。そしてまた、今後の抛出に限度額を設けておられるのか伺いたいと思います。

続きまして、2 番目にはページ 36 ページ、第三者納付金収入済額 4 億 7,680 万 3,000 円について伺います。これは、御承知のように、交通事故などの第三者行為によります求償に関するものでございます。平成 30 年度の内容、そして費用負担、実績について伺います。さらには、係争中の案件はあるのかどうか、あれば何件か、さらには、今回の訴えの提起にもありましたが、裁判に訴えても支払われない場合、今回の場合などもそうだと思いますが、その場合の考えについて伺いたいと思います。

そして、3 番目としては、ページ 42 ページ、保険給付費の中で訪問看護療養費についてでございます。この療養費は補正予算で増額をして、また流用でも対応しております。しかし、執行率は 89.6%となっております。増額して不用額が出ていること、このことについて説明を求めます。

そして、ページ 42 ページ、保険給付費の伸び率についてでございます。平成 30 年度の決算では保険給付費の執行率は 99.3%となっております。関連することなのですが、平成 30 年度の予算では給付費の伸びを 3.85%計上した金額となっております。このことは予算規模を大きくすること、このことは翌年度の繰越額に影響すると思われます。今回の決算の給付費から見て、伸びをどう見ていくのか伺います。

そして5 番目には、歯科検診の受診率、皆さんのところに資料が届いておると思いますが、1 桁から 10%台、大変低い率になっております。この低い理由についてどうお考えなのか、そして目標値を幾らと考えているのか伺います。

そして、6 番目には、短期保険証の発行、これも資料で請求しているので御存じだと思いますが、増加をしている市町村もありますが、滞納者への対応について伺います。

滞納処分が強化をされている、このような新聞報道もございました。市町村とはどのような連携をとっているのかを伺います。

そして、最後、7 番目、後期高齢者医療給付費準備基金、平成 30 年度末と現在の金額についてお尋ねをいたします。以上でございます。

○議長（安藏栄君） 14 時 11 分、29 番鈴木義浩議員が出席をいたしましたので御報告を申し上げます。

ただいまの質疑及び一般質問に対して、執行部の答弁を求めます。

事務局長根本智恵子君。

〔事務局長 根本智恵子君 登壇〕

○**事務局長**（根本智恵子君） 遠藤議員からの議案質疑につきまして御説明をいたします。

まず1番目、財政安定化基金についてでございます。

この基金は、高齢者の医療の確保に関する法律第116条の規定により、予測できなかった医療費の増加など不測の事態に備えるもので県に設置されているものでございます。

県に拠出する理由につきましては、同法第116条第4項の規定により、後期高齢者医療広域連合は、財政安定化基金拠出金を納付する義務を負うこととされております。

基金の取り崩しにつきましては、平成24年度に保険料率上昇抑制のため、約6億6,000万円交付していただきました。基金残高につきましては、平成30年度末で約37億9,400万円となっております。

なお、拠出金につきましては、保険料率算定の2年ごとに拠出率を県で設定し、その拠出率により県へ拠出しており、限度額の規定はございません。

次に、2番目の第三者納付金収入済額についての御説明をいたします。

第三者行為による求償は、保険給付の原因が第三者の行為により生じた場合に、一部負担金を除く医療費について、被保険者が有する損害賠償請求権を代位取得し、過失割合に応じて相手方に請求するものでございます。

本県後期高齢者医療の被保険者に係る第三者行為求償は、国保連合会に業務を委託しております。ただし、任意保険が附帯されていない場合や保険会社が支払いを拒否している場合には、担当職員が直接求償を行っております。また、平成28年度から顧問弁護士契約を行い、過失割合などの相談に加え、案件によっては訴えの提起を行っております。

次に、平成30年度の費用負担についてでございますが、国保連合会への委託料280万8,000円と、求償事務手数料1,814万2,573円となっております。顧問弁護士への訴訟業務委託料は104万4,892円となっております。

次に、平成30年度の実績としましては、まず国保連合会への委託による収入額は4億5,357万1,023円となっております。直接求償による収入額は2,323万2,392円となっております。

次に、訴えの提起により係争中の案件でございますが、平成30年度末時点で5件となっており、7月29日の臨時会及び本日の定例会の訴えの提起の案件を含めると7件になります。また、裁判に訴えて判決等により確定した損害賠償金が支払われない場合の対応、今後の考えについてということでございますが、現在、係争中の案件

は実質的には大手損害保険会社とのやりとりとなることから支払われないことはないものと考えております。

次に、3番目の訪問看護療養費を増額して、結果、不用額が生じた理由について御説明をいたします。

訪問看護療養費につきましては、不足が見込まれたため、平成31年2月25日開催の第1回定例会における補正予算で御審議いただくよう進めておりましたが、支給の増加が著しく、平成31年2月分の支払額が当初予算残額を超えることが判明したため、急遽、不足分を歳出予算流用により対応いたしました。

予算積算に当たりましては、できる限り適正な所要額を見込むよう努めておりますが、保険給付費に予算不足が生じることがあってはならないなど、正確に予測することが大変難しいため、結果として不用額が出ることとなってしまいました。

次に、4番目の保険給付費の伸び率についてを御説明いたします。

平成31年度の保険給付費の見込み額が前年度比の伸び率として3.85%は大きいのではないかとございますが、医療給付費、被保険者数ともに増加傾向にあり、平成31年度の当初予算額における保険給付費の見込み額は、基本的に過去2年間の伸び率平均をもとに予算計上をしております。

翌年度への繰越額への影響についてですが、決算額に伴う繰越額については翌年度において精算をしておりますので影響はないものと考えております。

平均被保険者数及び給付費は年々増加しており、今後、いわゆる団塊の世代が後期高齢者となる6年後の2025年にはさらに増加速度が増すものと考えております。

次に、5番目の歯科健診の受診率が低い理由及び目標値について御説明をいたします。

歯科健康診査は、前年度中に75歳、80歳、85歳になる被保険者を対象に、平成28年度から茨城県歯科医師会に事業を委託し実施している事業であり、実施期間は毎年9月1日から12月31日までとなります。

平成30年度の実績でございますが、対象者7万4,303人に対し受診者数は7,668人、受診率10.3%となっております。受診率の目標値としましては、毎年度対象者が入れかわることから、前年度実績10.84%を踏まえ11%と設定したところですが、未達成となってしまいました。

受診率が低い理由といたしまして、口腔ケアの重要性についての理解が不足していること、既に歯科医療機関で受診している場合には改めて健診を受けないこと、歯科医療機関までの交通手段が確保できないことなどが考えられます。

健診対象者の皆様がより身近なところで受診できるよう、引き続き茨城県歯科医師

会の協力のもと、受診可能な協力歯科医療機関を増やすとともに、市町村の広報紙やホームページ等に掲載を依頼することなどにより歯科健診の重要性について周知を図り、より多くの対象者の皆様に受診していただけるよう努めてまいります。

次に、6 番目の短期保険証の発行及び滞納者への対応について御説明をいたします。

医療保険制度は、御承知のとおり、相互扶助の考え方に基づいて運営されることが前提となっております。被保険者に保険料負担に対する不公平感を与えず、また制度に対する信頼感を損なわないためにも滞納者との面談の機会の確保にもつながる短期保険証の活用は必要なものであると考えております。

保険料の徴収につきましては、構成市町村が行う事務とされているところであり、滞納者への対応といたしまして、後期高齢者医療保険料収納対策実施計画に基づき、各市町村において文書催告、臨戸訪問、納付相談等を行っていただいております。納付相談においては、被保険者の生活状況や経済状況に配慮した上で納付計画を作成していただいておりますが、滞納者との接触が困難である場合などについて、短期被保険者証を活用し対応していただいているところでございます。

また、保険料を納付することができる資力がありながら長期にわたって納付のない被保険者や納付相談に応じない被保険者については、各市町村の判断により差し押さえを行っております。

次に、7 番目、後期高齢者医療費準備基金についてでございます。

この基金は、高齢者の医療の確保に関する法律に基づく後期高齢者医療事業の適正かつ円滑な運営に資するため、当広域連合に設置しているものでございます。基金の積み立てにつきましては、前年度繰越金を国、県、市町村等の返還金に充てた後、残金が生じた場合などに積み立てております。

基金の取り崩しにつきましては、平成 24 年度から 8 年間保険料率を据え置いている中で、医療費は伸び続けている状況にありますことから、保険給付費の財源不足の補填のため基金を取り崩しております。このため、基金残高につきましては、平成 30 年度末で約 16 億円となっており、今回の補正で約 3 億円積み立てる予定にしておりますことから、約 19 億円となる見込みでございます。しかしながら、約 16 億円につきましては、保険給付費に充てることで予算化しておりますことから、決して余裕のある財政状況ではございません。

議員御質問の今後の基金の必要額についてでございますが、当該基金につきましては、先ほど御説明しましたとおり、必要額を定めて計画的に積み立てている基金ではございません。しかしながら、後期高齢者医療制度を安定して運営していくためには、いかなるときも医療費の支払いが滞るようなことがなく、後期高齢者の皆様が安心し

て医療が受けられるように万全の体制で運営することが何よりも重要なことから、法律に基づき、県で財政安定化基金を設け、不測の事態に対応できるよう積み立てを行っているところでございます。

説明は以上でございます。

○議長（安藏栄君） ただいまの答弁に対しまして再質問は。

遠藤議員、どうぞ。

残り時間 10 分 30 秒でございます。

〔 1 5 番 遠藤憲子君 登壇〕

○ 1 5 番（遠藤憲子君） それでは、時間が残り少ないということで、1 点だけ確認をしたいと思います。

先ほどの県の財政安定化基金、県の残高は幾らかとお聞きしたんですが、ここに答弁がなかったように思います。そしてまた、拠出に当たりましての算定の基準、そのことについてもう少し詳しく伺いたいと思います。以上です。

○議長（安藏栄君） 質問に対して答弁を求めます。

事務局長。

〔事務局長 根本智恵子君 登壇〕

○事務局長（根本智恵子君） 遠藤議員の追加の御質問にお答えいたします。

まず、財政安定化基金の残高につきましてですが、基金残高につきましては、平成 30 年度末で約 37 億 9,400 万円となっております。

それから、拠出金の積算に関しましてですが、拠出額につきましては、特定期間、保険料率改定の 2 年間、こちらの給付費の見込み額に対しまして、県が条例で定めます拠出率、現在のところ 0.027% となっておりますが、こちらを乗じまして、そこから特定期間、2 年間の収入見込み、利息でございますが、これの 3 分の 1 を差し引いた額で県のほうから拠出額につきまして通知があつて納入しているものでございます。

○議長（安藏栄君） 遠藤議員、再質問はございますか。よろしいですか。

それでは、次に 3 1 番古川よし枝君。

〔 3 1 番 古川よし枝君 登壇〕

○ **31番**（古川よし枝君） 31番の古川よし枝です。よろしくお願いします。

一般質問は1項目ですけれども、質問事項は、2020年度6期目の茨城県後期高齢者医療保険料について伺います。

2020年度は2年ごとの保険料改定の年度です。これまで当連合では保険給付費準備基金を取り崩し、4期保険料の値上げを抑えてきました。しかし、2019年度末の準備基金残高予測額は3億1,923万9,000円です。減っています。このときに、この保険料についてどういうふうを考えているのか、値上げを考えているのかどうか最初にお聞きします。

○ **議長**（安藏栄君） ただいまの質疑及び一般質問に対しまして執行部の答弁を求めます。

事務局長根本智恵子君。

〔事務局長 根本智恵子君 登壇〕

○ **事務局長**（根本智恵子君） 古川議員の御質問にお答えをいたします。

まず、保険料につきまして値上げを考えているのかどうかということでございますけれども、令和2年、3年度の保険料率に関しましては、現時点では保険料率の試算に必要な指数ですとか、制度改正等の情報が国から示されておらず、今後の医療給付費の見込みも不明瞭でございますので、まだ保険料率の試算を行う段階には至っておりません。ですので、値上げになるかどうかということについては、現状ではお答えしかねるという状況でございます。

○ **議長**（安藏栄君） 再質問はございますか。

31番古川よし枝君。

〔31番 古川よし枝君 登壇〕

○ **31番**（古川よし枝君） 後期高齢者医療制度が始まって11年目です。保険料の軽減特例が平成29年度、30年度、31年度の10月をもって全廃となります。それらは、所得211万円未満の低所得者の所得割5割軽減の廃止、均等割、9割、8.5割軽減が撤廃され、本則の7割に。元被扶養者は9割軽減から5割軽減に3年目からは全廃となります。このことで保険料は元被扶養者は5倍から10倍の方もおります。また、均等割、3倍、2倍と引き上がります。

当連合の被保険者の所得階級別を見ますと、被保険者の 54.7%が所得なしです。さらに被保険者の 30%は 150 万円未満の所得です。全国平均から見ると、所得の低いことがわかります。

均等割軽減者数の構成は、2 割軽減が 9.1%、5 割軽減が 15.4%、8.5 割が 17%、9 割軽減が 21.3%で、均等割軽減者は全体の 62.8%、約 63%を占めています。後期高齢者の医療費窓口負担を 2 割に引き上げる議論もされています。これ以上の保険料の引き上げは避けるべきというふうに考えます。

保険給付費準備基金残高は少なくなっています。一方で、先ほども質疑がありましたけれども、県が管理をしている後期高齢者財政安定化基金残高予測は今年度末を見ますと、今年度の拠出金を充てますと 40 億 5,461 万 9,000 円にもなります。私は財政安定化基金を活用して、引き続き保険料を据え置くべきだというふうに考えます。

しかし、当連合では、平成 30 年度の第 2 回議会で、事務局の答弁では、医療費給付費準備基金を計画的に活用して保険料の増額を抑えてきた、運営してきた。県の財政安定化基金については、保険料の増額を抑えるために使うことはできるが、将来の状況変化に備えて積み立てを継続し、基金を充実させることが安定的に運営していくために必要だというふうに、当連合では財政安定化基金を保険料引き上げ抑制に使わない旨の答弁もしているわけですが、先ほどの質疑でも県の財政安定化基金は 2 年ごとに拠出率を合わせて、保険給付費の平均値に掛けて算出をするということで、際限なく掛けると、上限は決まっていないというふうに言われましたけれども、既に 40 億円を超える財政安定化基金が残っています。ぜひこれを活用すべきだというふうに思いますけれども、その点についてはいかがですか。

○議長（安藏栄君） 執行部の答弁を求めます。

事務局長根本智恵子君。

〔事務局長 根本智恵子君 登壇〕

○事務局長（根本智恵子君） ただいまの古川議員の御質問にお答えをいたします。

確かに準備基金のほうはあまり残高はございません。しかし、この県に設置をしております財政安定化基金につきましては、大規模な感染症の流行による医療給付費の増加や景気の急激な落ち込みによる保険料収納不足により起こり得る財政不足に対応することができるよう備えることが本来の目的でございますので、そのために必要な基金残高を確保することが最優先でございます。

また、財政安定化基金を取り崩して次期保険料率を据え置いた場合、後の保険料の

急激な増加につながるおそれもございますので、長期的な視点にも立って慎重に検討していく必要がございます。

いずれにしましても、今後の被保険者数の増加、医療費の動向を十分見きわめながら、県と協議してまいります。

○議長（安藏栄君） ただいまの答弁に対しまして再質問は。

古川議員の質問時間は残り 10 分 15 秒です。

〔 3 1 番 古川よし枝君 登壇 〕

○ 3 1 番（古川よし枝君） この財政安定化基金についての特例では、保険料の上昇を抑えるということに使ってもいいという特例があります。ぜひそれを利用させていただきたい。しかも、この財政安定化基金の原資は、国、県、連合が 3 分の 1 ずつ拠出するものです。ですから、連合から拠出するお金は被保険者の保険料です。この保険料も 3 分の 1、この基金の中に含まれていることですから、これまで高い保険料を払ってこれまでためてきたわけですから、ぜひこの財政安定化基金を活用すべきだというふうに思います。

それから、これからまだ 2 年間の保険給付の予測も立たないということで、どのぐらい拠出するかもわからないという状態ですから、どのぐらいの保険料の水準になるかというのはまだ審査に入っていないということですけれども、いつの時期になりましたら来年度の保険料の算定試算が行われるのか、その点について伺います。

2 点ですね、よろしくお願いします。

○議長（安藏栄君） 事務局長根本智恵子君。

〔事務局長 根本智恵子君 登壇 〕

○事務局長（根本智恵子君） ただいまの古川議員の御質問にお答えをいたします。

財政安定化基金を活用して保険料率を抑制すべきという再度の御質問がございましたが、先ほども申しましたが、財政安定化基金につきましては、将来の財政不足に備えるという本来の目的がありますので、基金の活用につきましては将来の被保険者の急増により保険料率が著しく上昇する可能性も考慮しまして、今後の被保険者数の増加、医療費の動向を十分に見きわめながら、慎重に検討していかなければならないというように考えてございます。

それから、いつの時点で保険料率がいつごろ決まるのかという御質問でございます

が、保険料率につきましては、今後の保健事業や制度改正の動向を勘案する必要がありますほか、算定に必要な指数等につきましては、これから年末にかけて国から順次示される予定となっております。また、保険料率は医療給付費の見込みによって大きく変動いたしますことから、今年度の医療給付費を可能な限りぎりぎりまで見きわめ、来年２月開催予定の広域連合議会定例会で御審議いただけますよう準備をしております。

○議長（安藏栄君） 以上で上程議案等に対する質疑及び一般質問を終結いたします。

日程第５ 上程議案等に対する討論及び表決

○議長（安藏栄君） 日程第５、上程議案等に対する討論及び表決を議題といたします。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、これを許します。

１５番遠藤憲子君。

〔１５番 遠藤憲子君 登壇〕

○１５番（遠藤憲子君） それでは、認定第１号 平成３０年度茨城県後期高齢者医療広域連合一般会計及び特別会計歳入歳出決算に対しての反対討論を行います。

平成３０年度は、保険料軽減特例の見直しにより所得割の２割軽減が廃止をされました。年金収入２１１万円以下の被保険者の負担がこれにより増えました。対象となる被保険者人数と影響額については３万６,９６９人、１人当たりでは４,６０３円の増額となります。また、均等割についても、元被扶養者の７割軽減が５割軽減となり負担増となりました。この対象人数は２万４,３３６人、１人当たりでは７,９００円の負担増です。合わせますと、３億６,３００万円の保険料収入が今回平成３０年度増額となっています。

茨城県の所得階層別の被保険者は、所得なしが２２万６２８人で５４.６７％、１００万円未満が７５.３９％となっております。７５歳以上は病気にかかる率も高くなります。そのことが給付費を押し上げているのは周知のとおりですが、糖尿病や高血圧、脂質異常症など予防事業の取り組みをさらに進めていくことが重要と考えます。

市町村との連携、今回の資料の中でもありましたが、実態の把握、市町村との連携もしながら、中断した対象者へのその対応を県としても市町村と連携をしながら取り組むことが重要ではないかと考えます。

また、保険料滞納者に対します差し押さえにつきまして、後期高齢者医療でも滞納処分が強化されている、このことが先日の新聞報道でも伝えられております。保険料が払えず滞納になるのは普通徴収の方で、無年金や低所得者に多く見られます。生活実態が厳しい現実をあらわしております。

今、国が進めようとしております全世代型社会保障の政策は、10月からの消費税増税とあわせ、保険料の最大9割軽減の特例を7割にしようとしております。さらに窓口負担を1割から2割負担への動きもあり、今でも大変な高齢者の負担を増やすものにほかなりません。

このような被保険者の負担増が含まれている決算に反対をいたします。委員各位の御賛同をお願いいたし、反対討論といたします。

○議長（安藏栄君） 以上で討論を終結いたします。

これより議案第14号を採決いたします。

お諮りをいたします。

議案第14号は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（安藏栄君） 総員起立であります。よって、議案第14号は原案のとおり可決することに決しました。

これより議案第15号を採決いたします。

お諮りをいたします。

議案第15号は原案のとおり可決することに賛成する方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（安藏栄君） 総員起立であります。よって、議案第15号は原案のとおり可決することに決しました。

これより認定第1号を採決いたします。

お諮りをいたします。

認定第1号は原案のとおり認定することに賛成する方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（安藏栄君） 起立者多数。よって、認定第1号は原案のとおり認定することに決しました。

これより議案第16号を採決いたします。

お諮りをいたします。

議案第16号は原案のとおり決することに賛成する方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（安藏栄君） 総員起立であります。よって、議案第16号は原案のとおり可決することに決しました。

日程第6 閉会中所管事務調査について

○議長（安藏栄君） 次に、日程第6、閉会中所管事務調査についてを議題といたします。

本件につきましては、お手元に配付してあります印刷物のとおり、議会運営委員会から閉会中所管事務調査の申し出があったものでございます。

お諮りをいたします。

本件は、議会運営委員会からの申し出のとおり決定することにしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藏栄君） 御異議なしと認め、さよう決しました。

閉会宣告

○議長（安藏栄君） それでは、以上をもちまして今期定例会に付議されました案件は全て議了をいたしました。よって、令和元年第2回茨城県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会いたします。御苦労様でした。

午後 2 時 5 0 分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 安 藏 栄

1 3 番 大 関 久 義

1 5 番 遠 藤 憲 子



参 考 資 料



議案等審議結果一覧表

広域連合長提出のもの

議案番号	件名	上程年月日	議決結果
		議決年月日	
議案第14号	令和元年度茨城県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）	R1.8.23	原案可決
		R1.8.23	
議案第15号	令和元年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	R1.8.23	原案可決
		R1.8.23	
認定第1号	平成30年度茨城県後期高齢者医療広域連合一般会計及び同後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	R1.8.23	原案認定
		R1.8.23	
議案第16号	訴えの提起について	R1.8.23	原案可決
		R1.8.23	

議案等質疑通告一覧表

【議案質疑】

質 問 者	遠 藤 憲 子 議員
質 問 事 項	質 問 要 旨
1 【認定第1号 平成30年度茨城県後期高齢者医療広域連合一般会計及び同後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について】	① P11 県財政安定化基金拠出金として、約8,647万円の支出を計上している。県への拠出だが、県の残高は。県に拠出する理由は。法的な根拠は。過去に取り崩した例があるが、どんな理由だったのか。今後の拠出に限度額は設けているか。 ② P36 第三者納付金収入済額476,803千円について、交通事故などの第三者行為による求償に関して、平成30年度の内容。費用負担、実績は。係争中は何件か。裁判に訴えて支払われない場合の対応、今後の考えについて。 ③ P42 保険給付費の中で、訪問看護療養費について、補正予算で増額、流用でも対応しているが、執行率は89.6%となっている。決算報告書でも見込みより減少との理由だが、増額して不用額が出ていることについて説明を求める。 ④ 保険給付費の伸び率について。平成30年度決算では保険給付費の執行率は99.3%となっている。平成31年度予算では給付費の伸びを3.85%として計上している。予算規模を大きくすることは、翌年度の繰越額に影響する。今後の給付費の伸びをどう見るのか。 ⑤ 歯科検診の受診率が低い理由は。目標値はいくらか。

	⑥ 短期保険証の発行が増加している市町村もあるが、滞納者への対応について。滞納処分が強化されているとの報道もあるが、市町村とはどのような連携をとっているか。 ⑦ 後期高齢者医療給付費準備基金の平成 30 年度末と現在の金額は。今後、基金はどの程度必要と考えていくか。
--	---

【一般質問】

質 問 者	古 川 よ し 枝 議員
質 問 事 項	質 問 要 旨
1 【2020 年度 6 期目の茨城県後期高齢者医療保険料について】	2020 年度は 2 年ごとの保険料改定の年度です。これまで当連合では、保険給付費準備基金を取り崩し 4 期保険料の値上げを抑えてきました。しかし、2019 年度末の準備基金残高予測額は 3 億 1,923 万 9 千円。一方で、県の後期高齢者財政安定化基金残高予測額は 40 億 5,461 万 9 千円である。この、財政安定化基金を活用して、引き続き保険料据置とするべきと考えるがどうか。

【討 論】

質 問 者	遠 藤 憲 子 議員
発 言 事 項	発 言 要 旨
1 【認定に反対】 認定第 1 号 平成 30 年度茨城県後期高齢者医療広域連合一般会計及び同後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について反対します。	被保険者の保険料軽減措置の変更により負担増になっていること。10 月からの消費税率引上げにより高齢者の生活は厳しいものになる。その上、窓口負担を 1 割から 2 割への動きもあり、反対するものです。



上 程 議 案 等



茨城県後期高齢者医療広域連合議会

議案第 14 号

令和元年度茨城県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第 1 号）

令和元年度茨城県後期高齢者医療広域連合の一般会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ44,873千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,040,126千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和元年 8 月 23 日 提出

茨城県後期高齢者医療広域連合長 豊 田 稔

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入 (単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 分担金及び負担金		1,081,049	△52,099	1,028,950
	1 負担金	1,081,049	△52,099	1,028,950
4 繰越金		2,000	7,226	9,226
	1 繰越金	2,000	7,226	9,226
歳入合計		1,084,999	△44,873	1,040,126

歳 出 (単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 民生費		811,616	△44,873	766,743
	1 社会福祉費	811,616	△44,873	766,743
歳出合計		1,084,999	△44,873	1,040,126

議案第 15 号

令和元年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正
予算（第 1 号）

令和元年度茨城県後期高齢者医療広域連合の後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1
号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 7,359,090 千円を追加し、歳入歳出
予算の総額を歳入歳出それぞれ 343,326,356 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出
予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和元年 8 月 23 日提出

茨城県後期高齢者医療広域連合長 豊 田 稔

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入 (単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 市町村負担金		58,085,427	206,332	58,291,759
	1 市町村負担金	58,085,427	206,332	58,291,759
7 繰入金		2,413,556	△44,873	2,368,683
	1 一般会計繰入金	811,616	△44,873	766,743
8 繰越金		6	7,197,631	7,197,637
	1 繰越金	6	7,197,631	7,197,637
歳入合計		335,967,266	7,359,090	343,326,356

歳 出 (単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
6 基金積立金		219	310,429	310,648
	1 基金積立金	219	310,429	310,648
8 諸支出金		57,846	7,048,661	7,106,507
	1 償還金及び還付加算金	57,846	7,048,661	7,106,507
歳出合計		335,967,266	7,359,090	343,326,356

認定第 1 号

平成 30 年度茨城県後期高齢者医療広域連合一般会計及び同後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 292 条の規定により準用する同法第 233 条第 3 項の規定により、平成 30 年度茨城県後期高齢者医療広域連合一般会計及び同後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について、別冊のとおり監査委員の意見を付けて、議会の認定に付するものである。

令和元年 8 月 23 日提出

茨城県後期高齢者医療広域連合長 豊 田 稔

一般会計

平成30年度 茨城県後期高齢者医療広域連合

歳 入

款	項	予 算 現 額
1 分 担 金 及 び 負 担 金		990,291,000
	1 負 担 金	990,291,000
2 財 産 収 入		5,000
	1 財 産 運 用 収 入	5,000
3 繰 入 金		1,000
	1 基 金 繰 入 金	1,000
4 繰 越 金		5,394,000
	1 繰 越 金	5,394,000
5 諸 収 入		1,588,000
	1 預 金 利 子	5,000
	2 雑 入	1,583,000
歳 入 合 計		997,279,000

歳入歳出決算書

(単位 円)

調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予算現額と収入 済 額 と の 比 較
990,290,984	990,290,984	0	0	△16
990,290,984	990,290,984	0	0	△16
4,626	4,626	0	0	△374
4,626	4,626	0	0	△374
0	0	0	0	△1,000
0	0	0	0	△1,000
5,394,025	5,394,025	0	0	25
5,394,025	5,394,025	0	0	25
1,614,769	1,614,769	0	0	26,769
6,219	6,219	0	0	1,219
1,608,550	1,608,550	0	0	25,550
997,304,404	997,304,404	0	0	25,404

歳 出

款	項	予 算 現 額
1 議 会 費		1,715,000
	1 議 会 費	1,715,000
2 総 務 費		241,634,000
	1 総 務 管 理 費	241,368,000
	2 選 挙 費	121,000
	3 監 査 委 員 費	145,000
3 民 生 費		752,248,000
	1 社 会 福 祉 費	752,248,000
4 公 債 費		1,000
	1 公 債 費	1,000
5 予 備 費		1,681,000
	1 予 備 費	1,681,000
歳 出 合 計		997,279,000

(単位 円)

支 出 済 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	予 算 現 額 と 支 出 済 額 と の 比 較
1,369,209	0	345,791	345,791
1,369,209	0	345,791	345,791
234,460,569	0	7,173,431	7,173,431
234,337,439	0	7,030,561	7,030,561
11,312	0	109,688	109,688
111,818	0	33,182	33,182
752,248,000	0	0	0
752,248,000	0	0	0
0	0	1,000	1,000
0	0	1,000	1,000
0	0	1,681,000	1,681,000
0	0	1,681,000	1,681,000
988,077,778	0	9,201,222	9,201,222

歳 入 歳 出 差 引 残 額

9,226,626 円

令和元年 8 月 23 日 提出

茨城県後期高齢者医療広域連合長 豊田 稔

後期高齢者医療特別会計

平成30年度 茨城県後期高齢者医療広域連合

歳 入

款	項	予 算 現 額
1 市 町 村 負 担 金		55,527,217,000
	1 市 町 村 負 担 金	55,527,217,000
2 国 庫 支 出 金		106,383,584,000
	1 国 庫 負 担 金	77,136,533,000
	2 国 庫 補 助 金	29,247,051,000
3 県 支 出 金		26,677,990,000
	1 県 負 担 金	26,677,989,000
	2 財 政 安 定 化 基 金 交 付 金	1,000
4 支 払 基 金 交 付 金		129,072,501,000
	1 支 払 基 金 交 付 金	129,072,501,000
5 特別高額医療費共同事業交付金		102,036,000
	1 特別高額医療費共同事業交付金	102,036,000
6 財 産 収 入		457,000
	1 財 産 運 用 収 入	457,000
7 繰 入 金		2,219,476,000
	1 一 般 会 計 繰 入 金	752,248,000
	2 基 金 繰 入 金	1,467,228,000
8 繰 越 金		5,161,138,000
	1 繰 越 金	5,161,138,000
9 県財政安定化基金借入金		1,000
	1 県 財 政 安 定 化 基 金 借 入 金	1,000
10 諸 収 入		548,806,000
	1 延 滞 金 、 加 算 金 及 び 過 料	3,000
	2 預 金 利 子	16,040,000
	3 雑 入	532,763,000
歳 入 合 計		325,693,206,000

歳入歳出決算書

(単位 円)

調 定 額	収 入 済 額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入 済 額 と の 比 較
55,966,502,723	55,966,502,723	0	0	439,285,723
55,966,502,723	55,966,502,723	0	0	439,285,723
109,956,011,843	109,956,011,843	0	0	3,572,427,843
80,866,011,389	80,866,011,389	0	0	3,729,478,389
29,090,000,454	29,090,000,454	0	0	△157,050,546
26,685,142,603	26,685,142,603	0	0	7,152,603
26,685,142,603	26,685,142,603	0	0	7,153,603
0	0	0	0	△1,000
129,741,792,000	129,741,792,000	0	0	669,291,000
129,741,792,000	129,741,792,000	0	0	669,291,000
86,392,101	86,392,101	0	0	△15,643,899
86,392,101	86,392,101	0	0	△15,643,899
456,396	456,396	0	0	△604
456,396	456,396	0	0	△604
2,219,476,000	2,219,476,000	0	0	0
752,248,000	752,248,000	0	0	0
1,467,228,000	1,467,228,000	0	0	0
5,161,138,833	5,161,138,833	0	0	833
5,161,138,833	5,161,138,833	0	0	833
0	0	0	0	△1,000
0	0	0	0	△1,000
670,631,387	552,886,842	8,463,990	109,280,555	4,080,842
2,175,627	2,175,627	0	0	2,172,627
16,336,372	16,336,372	0	0	296,372
652,119,388	534,374,843	8,463,990	109,280,555	1,611,843
330,487,543,886	330,369,799,341	8,463,990	109,280,555	4,676,593,341

歳 出

款	項	予 算 現 額
1 総 務 費		799,371,000
	1 総 務 管 理 費	798,409,000
	2 賦 課 徴 収 費	962,000
2 保 険 給 付 費		318,232,003,000
	1 療 養 諸 費	303,690,401,000
	2 高 額 療 養 諸 費	13,271,602,000
	3 そ の 他 医 療 給 付 費	1,270,000,000
3 県財政安定化基金拠出金		86,478,000
	1 県財政安定化基金拠出金	86,478,000
4 特別高額医療費共同事業拠出金		102,236,000
	1 特別高額医療費共同事業拠出金	102,236,000
5 保 健 事 業 費		671,230,000
	1 健 康 保 持 増 進 事 業 費	671,230,000
6 基 金 積 立 金		26,754,000
	1 基 金 積 立 金	26,754,000
7 公 債 費		1,056,000
	1 県財政安定化基金償還金	1,000
	2 公 債 費	1,055,000
8 諸 支 出 金		5,769,838,000
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	5,769,838,000
9 予 備 費		4,240,000
	1 予 備 費	4,240,000
歳 出 合 計		325,693,206,000

(単位 円)

支 出 済 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	予 算 現 額 と 支 出 済 額 と の 比 較
753,750,884	0	45,620,116	45,620,116
752,973,658	0	45,435,342	45,435,342
777,226	0	184,774	184,774
315,824,943,371	0	2,407,059,629	2,407,059,629
301,807,164,422	0	1,883,236,578	1,883,236,578
12,780,328,949	0	491,273,051	491,273,051
1,237,450,000	0	32,550,000	32,550,000
86,478,000	0	0	0
86,478,000	0	0	0
87,969,429	0	14,266,571	14,266,571
87,969,429	0	14,266,571	14,266,571
639,348,968	0	31,881,032	31,881,032
639,348,968	0	31,881,032	31,881,032
26,754,000	0	0	0
26,754,000	0	0	0
0	0	1,056,000	1,056,000
0	0	1,000	1,000
0	0	1,055,000	1,055,000
5,752,917,594	0	16,920,406	16,920,406
5,752,917,594	0	16,920,406	16,920,406
0	0	4,240,000	4,240,000
0	0	4,240,000	4,240,000
323,172,162,246	0	2,521,043,754	2,521,043,754

歳 入 歳 出 差 引 残 額

7,197,637,095 円

令和元年 8 月 23 日 提出

茨城県後期高齢者医療広域連合長 豊田 稔

議案第 16 号

訴えの提起について

別紙のとおり訴えの提起をすることについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 292 条の規定により準用する同法第 96 条第 1 項第 12 号の規定により、議会の議決を求める。

令和元年 8 月 23 日提出

茨城県後期高齢者医療広域連合長 豊 田 稔

記

（提案理由）

茨城県後期高齢者医療広域連合は、第三者行為による損害賠償請求権に基づき、損害賠償金を相手方に求償したが、定められた期日までに支払いがないため、訴えによりその支払いを求めるものである。

訴えの提起について

1 相手方

茨城県筑西市 個人

2 事件の要旨

(1) 平成 28 年 9 月 6 日に茨城県後期高齢者医療被保険者（以下「被害者」という。）が、道路を横断中に相手方の運転する普通乗用自動車に衝突され、受傷した。

(2) 茨城県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）は、被害者が相手方に対して有する損害賠償請求権を代位取得した。

(3) 広域連合は、相手方に損害賠償請求金 14,752,282 円を請求したが支払われなかった。よって、広域連合は、相手方に対し次の請求の内容により提起する。

3 請求の趣旨

(1) 相手方に対し損害賠償金の支払いを求めるもの。

(2) 上記の金額につき、訴状送達の日翌日から完済の日まで年 5 分の割合で遅延損害金の支払いを求めるもの。

(3) 相手方に対し訴訟費用の負担を求めるもの。

4 訴訟遂行の方針

(1) 判決の結果必要がある場合は、上訴する。

(2) 必要がある場合は、適当と認める条件で和解することができるものとする。

